



Japan Airlines Co.,Ltd.
NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637
Tel: 03-5460-5747 / Fax: 03-5460-5859

JALCARGO-INFO-19-035

2019年11月13日

お客様各位

日本航空株式会社
日本地区貨物販売支店

中国税関 貨物事前情報提出制度の一部変更について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、中国税関 第 144 号発令に伴い、中国税関への事前情報送信内容に一部変更がございますので、ご案内申し上げます。

また、「税関快件監督管理保税倉庫」(通称:EXPRESS 上屋)にて取扱いされるエクスプレス貨物に対する、"EXP"コード付与も必須となりますので、合わせてご案内申し上げます。

お客様には何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用日

11月15日(金)0時以降に中国本土に到着する便に搭載する貨物より

2. 対象便

中国本土に到着する便全て

※香港は対象外となります。

3. 変更点

① 中国税関宛に提供しているマスター・ハウスの OCI 項目の提出廃止

以下 4 点の情報送信が不要となります。

- a. SHIPPER ID
- b. CONSIGNEE ID
- c. CONSIGNEE CONTACT PERSON NAME
- d. CONSIGNEE CONTACT PERSON TEL/FAX NUMBER

※SHIPPER/CONSIGNEE の住所、連絡先は、引き続き必要

※「税関快件監督管理保税倉庫」で通関する貨物は、引き続き「CONSIGNEE ID」の提出が必要

② 「税関快件監督管理保税倉庫」を利用されるエクスプレス貨物の”EXP”コード必須化

対象貨物：「税関快件監督管理保税倉庫」で通関される旨を現地空港税関へ届け出されてる貨物

対象空港：中国全空港 ※香港は対象外

注意事項：・予約時、必ず、「税関快件監督管理保税倉庫」を利用される旨をご申告ください。

- ・MAWB の Handling Information 欄に”EXP”とご入力ください。
- ・「税関快件監督管理保税倉庫」で通関する貨物は、引き続き「CONSIGNEE ID」の送信が必要

4. その他

今回の中国税関向け貨物事前情報申告制度の一部変更に伴い、海外税関提出用データ登録依頼書の内容を改定しておりますので、今後は当添付依頼書をご利用ください。

添付：海外税関提出用データ登録依頼書

以上

To 日本航空株式会社

年 月 日

お客様 会社名

電話番号

海外税関提出用データ登録依頼書

当社は、貴社に対し、当社混載貨物に関し、以下の作業を依頼します。

	対象貨物・依頼事項
運送状番号	131 -
依頼事項	<p>Master に紐づく House AWB の件数 _____ 件</p> <p>以下の項目にチェックをお願いいたします。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>1. House AWB 情報の全部をマニュアル入力実施。</u></p> <p>提出必須項目が記載されている H/Manifest(AWB)を確かに添付していることを確認しました。</p> <p>*マニュアル入力の場合、House AWB 1 件につき、¥1,500.-の手数料を申し受けます。</p> <p>AWB Other charge due Carrier 欄へ、Special Code:CC にて合計金額を記載願います。</p> <p>例:// CC: ¥1,500 × 5(件) = ¥7,500 //</p> <p>(その他)</p>

※各空港、書類締切時間までに搬入いただきますよう、ご協力お願いいたします。

2019,11,12updated